

第331回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和3年6月28日(月)13:00～13:19

場所：経済産業省 別館1階103－105会議室

出席者：八田委員長、北本委員、林委員、圓尾委員

○八田委員長　それでは、ただいまから第331回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は議事次第にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より説明をお願いいたします。

○恒藤総務課長　第1部につきましては、公開の案件ではございますが、今回も傍聴者を受け付けず、インターネットで同時中継を行うという取扱いとしてございます。

第2部の議題につきましては、個別民間企業の情報を取り扱うということから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載する。

その会議資料について情報公開請求があった場合には、その対応について改めて委員会に御相談するという扱いにしたいと考えてございます。

この取扱いでよろしいか御確認いただきたく存じます。

○八田委員長　今、説明がありましたように、議事次第において第2部として記載されている事項については非公開の開催とさせていただきたいと思いますが、異存はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異存がありませんので、今お話のあったとおりにさせていただきます。

議題1は、日本卸電力取引所の業務規程の変更認可についてです。

これは、黒田室長から御説明をお願いいたします。

○黒田取引制度企画課長　資料3を御覧ください。日本卸電力取引所の業務規程変更認可についてでございます。

趣旨でございますけれども、2019年度より開始されたベースロード市場について、過年度オークション結果に対する要望や、昨年度冬季の電力需給逼迫を受けたヘッジ市場活性化の必要性を踏まえ、資源エネルギー庁制度検討作業部会で議論が行われまして、市場開設時期や預託金の水準について見直すこととされております。

については、B L 市場における市場開設時期、預託金水準の見直しについて規程変更する必要があることから、業務規程変更認可申請について御審議いただきたいということでございます。

内容でございますけれども、右下3ページのところでございます。まず1つ目の市場開設時期の見直しについてですけれども、現状、B L 市場のオークションの時期につきましては、電源を供出する旧一電等がB L 市場の結果を踏まえて、次年度の供給計画等を策定する時期を考慮し、7月、9月、11月という年3回設けられております。

他方で、相対契約の交渉については、翌年の1、2月ごろに交渉が本格化するという実態がありまして、新電力を中心とした買手事業者のニーズとは必ずしも一致していないということが指摘されておりましたので、1月に追加オークションを実施するということが議論の結果、決定されております。なお、この追加オークションについては、旧一電等の供給計画への影響を勘案し、市場への供出を制度的には求めず、各社の判断による任意参加となっております。

2) 預託金水準の見直しですけれども、現状は買い代金に一律3%を乗じた額が預託金とされておりますけれども、こちら審議会での議論の結果として、今年度のオークション以降、1%に減ずるということで整理されております。

以上の内容を、業務規程の変更をするということでございますが、こちらの審査基準への適合性が8ページでございますけれども、2つ目のポツで、この改正につきましては、業務規程の認可基準である卸取引所の取引を適正かつ確実に実施する上で適当であるものという要件に該当すると考えられるため、経産大臣からの意見照会について問題ない旨、回答することとしたいということでございます。

以上でございます。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、御質問、御意見ございませんでしょうか。――預託金を3%から1%にするに際しては、何かの根拠が示されたのですか。

○黒田取引制度企画課長     事業者の声等を踏まえて、3%というのが高いと買手側の声として出まして、拘束期間も、ベースロード市場ですので、取引をしてから実際に払うまで結構時間があるということで、動かすことの足かせになっているということを踏まえて検討された結果、1%ということであれば大丈夫だよねということで決定されたと聞いております。

○八田委員長     これは最終的に支払いができなかった事業者のための補填の材料として

とっておくわけですよ。今まで払えなかった人はいないわけですか。

○黒田取引制度企画課長      ということだと認識しております。

○八田委員長      これは本当に不確実性の問題だからどれだけが適正な預託金水準かを事前に決めるのは難しいのでしょうか。預託金は最後に返すのですか。

○黒田取引制度企画課長      支払った場合には当然、はい。

○八田委員長      支払えない人が1人でもいたら、ほかの預託した人のお金を使って穴埋めをするのですか。

○恒藤総務課長      その人の未払いに充てると。

○八田委員長      そうしたら、1%では全然足りないのではないですか。

○恒藤総務課長      これはベースロード市場ですので、365日の1%なので、それでも3日分あるわけです。ですので、初日の時点で未払いの人が出てきたら、そこですぐ速やかに動くということで、恐らく3日以上未払いにならないということではないかと思います。要するに、初日から払わない人には電気の受渡しは止めてしまえば、電気を渡さないということですので、3日あれば十分だということではないかと思います。

○八田委員長      それが基準ならば、もっと早くからやってもよかったような気もするけどね。

○恒藤総務課長      もともと何で3%にしたのかというのは、多分ほかの先渡しとの関係なのですか、私も詳細を存じ上げませんが。

○八田委員長      ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、今、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣へ認可することに異存がない旨、回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんでしたので、案のとおり回答することといたします。どうもありがとうございました。

議題2です。広域的運営推進機関の2020年度財務諸表等の承認についてです。伊藤管理官から説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官      資料4を御覧ください。広域的運営推進機関の2020年度財務諸表等の承認についてでございます。

趣旨の欄を御覧ください。広域機関から令和3年6月8日付で大臣宛てに2020年度財務

諸表等の承認申請がありまして、同月14日付で大臣から委員会への意見を求められたところでございます。これに係る審査を実施しましたので、大臣への回答について御審議いただくものでございます。

1. 審査方法。広域機関から申請のあった2020年度財務諸表について、審査基準第1(38)に基づきまして、当委員会事務局において審査を行ってございます。

2. 審査結果でございます。2020年度財務諸表等について、審査基準1(38)に照らして適正であることを確認してございます。別紙でさらに御説明させていただきます。

2ページ目でございますが、表の左が審査基準1(38)の条文をそのまま記載してございます。条文だけしか書いていないので、中身がよく分からない状況でございますので、右の審査結果で具体的な規程も分かるような形で、その内容を記載してございます。

まず最初に①として、財務会計省令第12条から15条までの規定に基づいていることになってございます。

右の欄を御覧ください。審査結果でございますが、まず第12条関係ですけれども、事業報告書について、事業年度開始前に認可された事業計画の実施の結果を記載していることを確認してございます。

次に、13条関係。決算報告書について、事業年度開始前に認可された予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を示していることを確認してございます。

14条関係。収入支出決算書について、事業年度開始前に認可された収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに必要な事項を記載していることを確認してございます。

最後に15条関係でございますが、債務に関する計算書について、事業年度開始前に認可された金額の範囲内において、負担した債務の金額を事項ごとに示していることを確認してございます。

審査基準のほうで、2つ目の大きい基準でございますが、別添2の1.(6)に規定する拠出金及び法第99条の8の規定により推進機関に対して納付された金額については、財務諸表等において、それぞれの増減及び異動が記載されていることとなってございます。

右の審査結果の欄を御覧ください。拠出金、3つございまして、電源入札等を実施した場合に必要な拠出金、容量市場における入札を実施した場合に必要な拠出金、災害等扶助交付金の交付業務に必要な拠出金及び地域間売買取引の決裁に係る利益の納付、これらにつきましては、今年度の承認でございますので、2020年度にはこれらの実績がないことを確認してございます。

審査結果は以上でございます。

また1ページに戻っていただきまして、3. 経産大臣への回答。上記「2.」の審査結果を踏まえ、当委員会として、大臣が本申請に係る承認をすることに異存はない旨、資料4—2のとおり大臣に回答することとしたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対して質問、御意見はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から説明があったとおり、委員会として経産大臣へ承認することに異存がない旨、回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異存がございませんでしたので、案のとおり経産大臣に回答することといたします。どうもありがとうございました。

次が議題3です。令和2年度監査結果について、これも伊藤管理官から説明をお願いいたします。

○伊藤統括NW事業管理官     資料5を御覧ください。令和2年度監査結果についてでございます。

趣旨の欄を御覧ください。令和2年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果につきまして、経産大臣への報告及び委員会ホームページへの公表を行うに当たり、事務局案について御審議いただくものです。御了解の後、速やかに報告及び公表を行うこととしたいと考えてございます。

主なポイントです。令和2年度監査結果を経済産業大臣へ資料5—1及び資料5—2により報告すると共に、資料5—3により委員会ホームページにおいて公表したいと考えてございます。なお、公表に際しては、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載することとございます。

報告する概要の要旨を簡単に御説明させていただきます。

まず1. 電気事業。

(1) 主な重点監査項目。

①託送供給等に伴う禁止行為・体制整備等に関する監査でございます。

令和2年4月より、沖縄電力を除き各社とも一般送配電事業及び送電事業を分社化する

と共に、行為規制に基づく体制整備等を行うこととされた。また、親会社等が一般送配電事業者及び送配電事業者に差別的取扱いを要求すること等が禁止された。これらが適切に実施されているかについて、その遵守状況を確認してございます。

②約款の運用に関する監査でございます。

一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定、算定遅延や誤通知等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。再発防止の観点から、再発防止の実施状況等を確認してございます。

(2)監査の結果でございます。

5事業者において7件の指摘事項があり、所要の指導を行っております。

(3)指摘事項の状況ですが、これは監査規程に載っている項目別に内訳を表示したものでございます。

2. ガス事業でございます。

主な重点監査項目は3点ございまして、①財務諸表に関する監査。ここは内管工事に要した収益・費用が受注工事勘定をもって適切に整理しているかを確認してございます。

②託送供給収支に関する監査。こちら引き続き託送供給収支に係る配賦計算誤り等による間違いがないかを確認してございます。

③託送供給に伴う禁止行為に関する監査ということで、これはガススイッチングマニュアルが制定されましたので、これを受けて各事業者が託送供給約款の改正を行っております。これを踏まえまして、一般ガス事業者が託送供給約款及びマニュアルに沿ってスイッチング業務を実施しているかを確認すると共に、導管部門の中立性についても重点的に確認してございます。

(2)監査の結果でございます。75事業者において137件の指摘事項があり、所要の指導を行っております。

(3)指摘事項の状況でございます。これも監査規程の項目に基づいて内訳を掲載してございます。137件が本省と地方局合計でございまして、括弧書きが本省の件数でございます。

続きまして、資料5―1として大臣への報告でございしますが、このかがみのおり、法律に基づいて報告しますというものに別添として、委員会のクレジットで令和2年度電気事業監査の結果についてということで、こちら以降を添付する予定でございます。

例年どおりですが、1. 監査の目的の中のお書きのところが先ほど御説明しました重

点監査項目のところを書いてございます。

2. 監査対象期間及び監査実施期間、3. 監査実施者及び実施の方法、4. 監査の内容。

5. 一般送配電事業者等の監査の結果ということで、先ほども説明しましたが、令和2年度において実施した監査の結果、5事業者において7件の指摘事項がございました。これについては法律に基づく大臣への勧告等を行うべき事項は認められませんでした、所要の指導を行ってございます。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりということで、詳細は別紙のとおりということで、関係条文の後に詳細をつけさせていただいています。

2つ目がガスの報告でございます。ガスも条文に基づいて報告するとして、かがみをつけまして、その次に電気と同様にガス事業監査の結果を別添で添付することとしたいと思っています。こちらでも監査の目的を書きまして、なお書きのところでは先ほど説明しました重点監査項目を記載し、2. 監査対象期間及び監査実施期間、3. 監査実施者及び実施の方法、4. 監査の内容。

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果ということで、令和2年度において実施した監査の結果、75事業者において137件の指摘事項がございました。これについてはガス事業法に基づく大臣への勧告等を行うべき事項は認められませんでした、所要の指導を行った。なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおりということで、内訳と関係条文、この後、137件の指摘事項の内容を添付する予定でございます。

その上で、次は資料5―3として、このプレスリリースの公表の内容に加えまして、先ほど説明した別添が後ろにつくという形で、全く同じものが後ろについているということで、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八田委員長     ありがとうございました。それでは、質問、御意見ございませんでしょうか。北本先生。

○北本委員     伊藤さん、お取りまとめ、ありがとうございます。多岐にわたってチェックしていただいたと思っております。今回出てきた課題等は新年度の計画にも織り込まれており改善状況を確認し、改善を促していただければと思います。ありがとうございました。

以上です。

○八田委員長     ありがとうございました。ほかに御質問、御意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局の案のとおり委員会として経産大臣へ報告すると共に、委員会ホームページにおいて公表することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異論がございませんでしたので、案のとおり大臣に報告すると共に、委員会ホームページにおいて公表することといたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上ですけれども、ほかに何かありますか。

○恒藤総務課長     では、第2部の準備をしますので、このまま少しお待ちください。

○八田委員長     では、第1部を閉会いたします。

——了——